

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月4日

鳥取県立図書館長 網浜 聖子

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の場所

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館

#### (4) 業務の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### (5) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「適格者という。」）とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がアからオまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

エ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

オ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第2号又は第8号

ウ 建築物衛生法第12条の2第1項第5号

エ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(5) 鳥取市内に従業員が常駐していることが確認できる本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

- (6) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。
- (8) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局 鳥取県立図書館

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先  
〒680-0017 鳥取市尚徳町 101 番地  
鳥取県立図書館・総務課  
電話 0857-26-8155 ファクシミリ 0857-22-2996
- (2) 入札説明書等の交付方法  
令和 2 年 2 月 4 日（火）から同月 18 日（火）までの間にインターネットのホームページ鳥取県立図書館（<http://www.library.pref.tottori.jp>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
  - ア 交付期間及び交付場所  
令和 2 年 2 月 4 日（火）から同月 18 日（火）までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間の最終日は、午前 9 時から正午までとする。  
（2 月 10 日（月）から 3 月 17 日（火）まで鳥取県立図書館は特定天井耐震対策工事による臨時休館のため、休館中は駐車場側職員通用口から入ること。）
  - イ 交付場所  
（1）に同じ
- (3) 郵便等による入札  
不可とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 入札日時  
令和 2 年 3 月 4 日（水）午前 10 時 30 分  
即時開札
  - イ 場所  
鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書館 2 階大研修室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、2 回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、適格者であることを証する書類を、令和 2 年 2 月 18 日（火）正午までに 4 の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、適格者であることの確認を受けなければならない。  
なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 2 月 18 日（火）正午までに必着とする。
- (3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場

合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 最低制限価格の設定

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育委員会教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

### (2) 入札の無効

適格者でない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、「鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務等仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。